

戦後日本の産業立地政策に関する研究：製造業の地方分散を巡るプレイヤー間の関係性を中心に

根岸，裕孝

<https://hdl.handle.net/2324/1806804>

出版情報：九州大学，2016，博士（経済学），課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（2,3）

氏 名 : 根 岸 裕 孝

論 文 名 : 戦後日本の産業立地政策に関する研究—製造業の地方分散を巡るプレイヤー間の関係性を中心に—

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、戦後日本の産業立地政策について特に製造業の地方分散を巡るプレイヤー間の関係性と政策の成果を明らかにすることである。

産業立地政策とは「産業（企業）の望ましい立地を目指す政策」である。その望ましきとは、政策にかかわるプレイヤーによって大きく異なりうるものであり、常に「効率性」と「公正性」という2つの異なる論理の対立によって揺れ動いてきた。ここでのプレイヤーとは、立地主体である企業、企業に対して規制・誘導を行う政府（国・地方自治体）、立地によって雇用される労働者、立地場所の土地を提供する土地所有者（農民等）があげられる。企業は、利潤最大化を念頭に「効率性」の観点から立地を決定する。その立地の追求が産業の地域的不均等配置をもたらし雇用の不均等や地域間所得格差を拡大することがある。政府は、立地がもたらす格差が許容範囲を超えた場合、「公正性」の観点から是正する政策を行う。政府がこの「効率性」と「公正性」の対立軸のなかで補助金・税・インフラ整備等のインセンティブ付与や規制を通じて公共にとって「産業（企業）の望ましい立地」を実現する政策こそが産業立地政策である。しかし、戦後の我が国の産業立地政策の展開を鳥瞰すると、常に「公正性」と「効率性」との間で揺れ動いており、そのプロセスを具体的事実即して解明する必要がある。

以上の論文全体の目的を述べた第1章を受けて、第2章「産業立地政策に関する先行研究と本研究の視点」では、先行研究の意義と限界を明らかにした。その多くに見られる体制批判の論理からのアプローチと外在的な批判に終始するという限界を超えるために、分析枠組みとして政策形成・廃止にかかるプレイヤー間の関係性を軸とした「構造—問題—政策」モデルを提示した。また、産業政策と分配政策は一体であると指摘した「開発主義」に関する指摘を踏まえて、産業立地政策が同時に分配政策的な意義を持っていたか否かという点にも着目した。

第3章「基礎素材型産業の基盤整備と立地政策」では、昭和30年代における経済政策上の論争となった通産省による貿易主義と国土開発行政を担った経済企画庁総合開発局による国内資源開発主義の論争を分析した。その結果、貿易主義に基づいた産業立地政策、特に産業基盤整備の推進が国土開発推進のために強力に組み込まれたことを明らかにした。その後もインフラ所管官庁（建設省・運輸省）、自治省、通産省の間の縦割りの弊害が、産業立地政策や国土政策に影響を与えたことを検証した。

第4章「工業再配置促進法の制定とその廃止」では、まず工業再配置促進法を巡る先行諸説を比較検討した。その多くは、当時の公害問題をはじめとする社会的緊張を背景とした政府と大企業を追求する論調が強く、同法の客観的な評価が行われなかった。同法に対しては地方圏における保守層や雇用創出を求める地方自治体から期待が寄せられていた。しかし、移転促進地域と誘導地域の

線引きや移転促進地域の事業所課税（追い出し税）を巡って通産省と財界、労働界、移転促進地域の自治体との調整は難航した。特に経済合理性に反する課税という点で財界からも強い反対をうけ、同政策の理念は結果として後退した。同法は、当時批判が強かった大規模工業開発の継続を含んでおり成長政策的側面を持っていた。ただし、全国的視角から工業の再配置を通じて地域間の経済的不平等の是正を強く打ち出していることから福祉的側面を強く持つ政策であると結論づけた。また、工業再配置計画上の区分である移転促進地域と誘導地域の出荷額シェアの目標値等がほぼ達成されて地方分散は全般的に進んだものの、特に立地条件の厳しい遠隔地への誘導には限界があったことを示した。

第5章「テクノポリス法と地方圏工業振興」では、地方圏における先端技術産業の集積を目指したテクノポリス政策について先行研究の検討を踏まえて、その意義と限界を明らかにした。まず、当初の通産省によるテクノポリス構想は一カ所を想定していたが、地方自治体からの陳情合戦から指定地域が大幅に増加した。他方、通産省と他の中央省庁との間で対立が生じた。一つは実際の都市建設を担う建設省や国土計画を担う国土庁との対立、もう一つは厳しい財政事情故の大蔵省・自治省との対立である。その後、いずれとも協調関係がみられたものの、国による支援・協力体制は十分なものとならなかった。そして、テクノポリス政策に対して否定的な評価をする研究者が多かったが、定性的な分析の結果から全ての地域で成功したとは言えないものの、各地域の独自性を活かした研究開発拠点が形成され、産学住の調和のとれたまちづくりが一部において実現したことを明らかにした。また、定量的な分析からは、東北・九州のテクノポリス地域の多くで当時の先端技術産業の出荷額の伸びが全国を上回り、かつ全業種においても同様の地域が多かったことから、地方圏の先端技術工業の集積の拠点が形成されたことを示した。しかし、瀬戸内地域のテクノポリスでは、先端技術産業の立地が期待ほど伸びず、産業構造の転換には限界があったことを指摘した。

第6章「九州経済の構造変化と産業立地政策」では、筑豊地域における産炭地域振興政策の意義と限界を明らかにした。同地域における産炭地域振興政策は、工業団地等の整備と企業誘致を通じて雇用の創出や自動車産業の誘致の実現を図り、産業構造の転換を実現した。しかし、筑豊地域内においても立地条件の違いから企業誘致の成果にも地域格差が生じた。また、北部九州は、完成車メーカーの立地が続き、それに伴う部品サプライヤーの進出立地や地場企業の2次サプライヤー等としての自動車産業参入を通じて国内の新たな集積拠点の一つとなった。さらに九州内に立地する完成車メーカーは、製造拠点としての競争力強化に向けて九州現地法人に開発機能を付与する（トヨタ・ダイハツ）ないし対アジアを見据えたグローバル生産拠点（日産）と位置付けるなどの措置をとった。しかし、1次サプライヤーが握る高機能部品製造の集積にまでには至っていないことを指摘した。

第7章では本論文全体としての結論を述べた。戦後日本における1990年代までの産業立地政策は、当初から「公正性」と「効率性」をめぐるプレイヤー間の対立と協調の中で展開された。1960年代末まで経済成長優先の「効率性」に基づく政策を主張した通産省は、1972年以降「公正性」を前面に出す工業再配置促進政策を推進した。しかし、他省庁との関係のゆえに、その理念を十分に発揮できたとは言い難い。さらに経済のグローバリゼーションの下で1990年代に「公正性」理念を大きく後退させた。このように、産業立地政策の理念と内実が、時代の状況により、またプレイヤー間の関係性のゆえに、40年近いタイムスパンの中で変化してきたことを明らかにした。